

秋田市公告

次の特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知することができないため、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和7年10月10日

秋田市長 沼谷 純

1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地 秋田市河辺三内字野崎179番地10
- (2) 用途 居宅兼店舗
- (3) 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
- (4) 規模 建築面積 約160㎡
延べ床面積 約300㎡

2 所有者等において行うべき措置の内容

- (1) 当該特定空家等の全ての除却又はこれに相当する措置をとること。
- (2) 当該特定空家等の内部又はその敷地に存する動産等については、措置の期限までに運び出し、適切に処分すること。
- (3) 当該特定空家等の除却により発生する動産等については、措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

3 措置の期限 令和7年10月31日

4 秋田市長等による措置

3の期限までに2の措置が行われない場合は、秋田市長又はその命じた者もしくは委任した者が2の措置を行い、所有者等から当該措置に要した費用を徴収する。